

あなたが受給中の児童手当について、令和4年6月以降の児童手当の受給資格等を確認するために、同封の「現況届」の提出が必要です。次の事項及び裏面を参考に記入し、提出してください。本市において児童手当の受給資格の審査を行います。審査の結果、**継続して受給する場合は通知せずに支給します。**

下記の場合は、審査結果を通知します。

- ①受給資格が消滅する場合や支給金額が変更される場合
- ②受給者・配偶者の所得逆転により、配偶者の方が児童の生計を維持する程度が高いと判断される場合
- ③上記以外に本市が審査結果、その他の通知を必要と判断した場合

「現況届」が提出されない場合は、令和4年6月分以降（令和4年10月支払い分以降）の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなります。

1. 提出書類

	<p>・ 現況届 裏面の記入例を参考に必要事項を記入してください。</p>
該当する場合に提出	<p>・ 受給者の健康保険証の写し（コピー） 別紙に貼付してください。 ※健康保険証の保険者番号及び記号・番号をマスキング（黒塗り）等してください。</p> <p>・ 年金加入・勤務証明書 ※健康保険証から加入年金が確認できない場合は、証明書の提出をお願いすることがあります。</p> <p>・ その他 個々の世帯の状況に応じて、別途提出が必要となる場合があります。その場合は後日、区保健福祉センターから連絡します。</p>

2. 提出期限と提出方法

提出期限：**令和4年6月1日～令和4年6月末日（必着）**

提出方法：**郵送**、またはお住まいの区の保健福祉センター**児童手当担当窓口へ提出**してください。
感染拡大防止のため郵送での提出にご協力ください。

郵送で提出する時は、必ず切手を貼付して下さい。貼付の無い時は、受取らない場合があります。

3. 支払日

期限内に提出された方で、引き続き受給資格がある場合は、6～9月分が令和4年10月5日（水）、10～11月分が令和5年2月6日（月）、2～5月分が令和5年6月5日（月）に支給されます。

※振込指定口座の内容を変更する場合、銀行口座変更届を提出してください。（受給者名義の口座に限る）

4. その他

『子どもが生まれた、監護するようになった』等の場合は、額改定請求書の提出が必要です。（現況届では金額の変更手続きは出来ません。）

【記入上の注意】

※印字されている表示内容に誤りがある場合は、朱書き訂正をしてください。

(あて先) 大阪市長

児童手当・特例給付 現況届

認定番号 (フリガナ)	00-00000000		提出年月日	年 ① 月 日					
受給者 氏名	②		性別	生年月日					
住所	③		日中に連絡のとれる 電話番号	④					
受給者の 所在地 が大阪府外である場合は右側に記入	⑤								
職業又は勤務先 (6月1日現在)	⑥		配偶者	⑦ 無					
加入して いる年金 の種類	⑧	1 厚生年金 2 共済組合 3 国民年金 4 加入していない	必要 提出 書類	1 2 3 4 5	被用 区分 ⑨				
(フリガナ) 配偶者 氏名	⑩		性別	⑪ 生年月日 ⑫					
受給者の現在の住所と異なる場合は 右側に記入	⑬								
配偶者の 所在地 が大阪府外である場合は右側に記入	⑭								
【職業】 いづれかに「○」 (6月1日現在)	被用者・公務員・その他 (⑮)								
18歳到達後の最初の3月31日までの間 にある児童を全員書いてください	児童の氏名		生年月日	性別	続柄	生計 関係	監護の 有無	居住 形態	居住 形態
	⑯				⑰	同一・ 維持	有・ 無	居外居 同海別	居外居 同海別
						同一・ 維持	有・ 無	居外居 同海別	居外居 同海別
						同一・ 維持	有・ 無	居外居 同海別	居外居 同海別
						同一・ 維持	有・ 無	居外居 同海別	居外居 同海別

- ①は提出する年月日を記入してください。
- ②③は受給者本人の氏名及び住所を記入してください。
- ④は日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
- ⑤は令和4年1月1日時点の住所が大阪府外である場合は記入してください。
- ⑥は具体的な勤務先を記入してください。
- ⑦は配偶者がいる場合は、「有」を、いない場合は、「無」を○で囲んでください。
- ⑧は加入している年金の情報を右側の1～4で選んでください。
- ⑨は加入されている年金の種類を表示しています。変更がある場合は朱書き訂正してください。受給者が厚生年金・共済組合に加入している場合は被用(※)、それ以外の場合は、非被用(※)と表示しています。
- ⑩は⑦の配偶者が、「有」の場合は、⑩～⑮まで記入してください。
- ⑯⑰受給者からみた児童の氏名及び続柄を記入してください。

例) 子、甥、姪、孫など

なお、平成16年4月2日以降に生まれた児童を全員記入してください。また、あらかじめ印字している性別は、双子など、生年月日が同一の場合は、氏名を五十音順にした場合の性別となっておりますのでご了承ください。

※被用者…民間企業等に雇用されており、厚生年金又は共済組合に加入されている方
 ※非被用…非被用者。被用者以外の方

◆ 「生計関係」欄

受給者自身の子どもで、生計を同じくしている場合は「同一」、受給者自身の子どもでなく、受給者が生活費の大半を支出している場合は「維持」と表示しています。

◆ 「監護の有無」欄

受給者が子どもを養育している場合は「有」、養育していない場合は「無」と表示しています。

児童手当の返還金について

過払いとなった児童手当が発生した場合、児童手当法13条の規定により、支払調整を行うことがあります。

支払調整…支給される児童手当を返還金へ充てること

例) 所得更正により支給額が変更となった場合

転出(出国)にともなう消滅や減額手続きがなかった場合

ご注意ください

公務員の方で、独立行政法人等への派遣から復職されるなどにより、所属長から児童手当を支給される場合は、本市からの児童手当については受給事由消滅手続き等が必要となりますので、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問合わせください。

児童が施設に入所している場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当が支給されます。児童の養育状況に変更があった場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問合わせください。